

J.S. ミルの停止状態論と理想的私有財産制度論(下)

前 原 正 美

V. 理想的私有財産制度論と停止状態論

1. 理想的私有財産制度とゾルレンとしての「停止状態」

『原理』第2編第1章—2章「所有」論でミルは、「理想的な形における私有財産制度」論を展開しているが、この理想的私有財産制度とゾルレンとしての「停止状態」とは、はたしていかなる関連性をもつただろうか。そしてまたミルは、この「所有」論のなかで「社会主義」論を展開しているばかりか、『原理』の随所で社会主義社会の問題を取り上げているが、この場合のミルの意図は、はたしてどこにあるのだろうか。従来の研究では、ミルの「理想的私有財産制度」論や「停止状態」論、あるいはまた「社会主義」論そのものの考察は行なわれてきたが、しかしこれらのミルの議論がどのように関連づけられるのかという問題については十分に考察されてこなかったといってよい。以下では、第一に、ミルにおける「理想的私有財産制度」とゾルレンとしての「停止状態」との関連性について、そして第二に、ミルが社会主義社会の問題を『原理』で取り上げた意図について考察してみることにしよう。

本節では、第一の問題について考察してみたい。ミルによれば、現存の私有財産制度は次のような状態となっている。

「私有財産制度は、その結果として、労働の生産物が、現在われわれが目撃しいてるような様式においては、ほとんど労働に反比例して割り当てられる、すなわち最も多くの部分が全く労働しなかった人たちに与えられ、ほとんど名ばかりの仕事しかしなかった人たちにこれに次いで多くの部分が与えられ、このようにして漸次減少し、仕事が苛烈と不快の度を加えるに従って受ける報酬はますます少なくなり、最後に最も精根をすりへらす肉体労働に至っては、労働によって生活必需品を得ることすらも確実に期待することができないのである」(II p.207, ②28頁)。

このようにミルは、何よりもまず現存の私有財産制度においては、「労働と制欲の成果」たる「労働生産物」が直接的生産者たる労働者階級に保証されていないということ、言いかえれば「労働生産物」がかれらの「労働に反比例して割り当てられる」ということに着目し

ている。要するにミルは、現存の私有財産制度のもとでは、生産物の分配関係が不公平な形でおこなわれている、という認識を示すのである。

ミルの認識では、こうした不公平な分配関係を内在する分配制度こそが「理想的な形における私有財産制度」を確立する場合の最大の要因となっている。その理由については、すでに前節で指摘したところだが、簡単にいえばこうなる。経済的観点からいえば、不公平な分配関係は労働者階級の生産＝労働に対する利害関係の認識を喪失せしめ、かれらの利己心の喚起を妨げて労働生産力の向上の阻害要因となる。「大体、勤勉や制欲というものは、労働し節約する人びとにはその成果を享受することが許されるであろうという強い可能性が存在するところでなくては、行なわれるものではない」(III p.707, ④13頁) からである。しかもこうした不公平の分配関係は、労働者階級と資本家階級との階級対立の原因ともなる。「労働者がいつまでも、かれらの究極の地位が賃金のために労働する状態であることで満足しているであろう、と考えることはできない」(III p.766, ②129頁)。また道徳的観点からいえば、次のようなことがいえる。労働と報酬とが反比例する分配関係は労働疎外によるものであるが、労働者階級はこの労働疎外のために自らが直接生産した労働生産物の一部しか取得できず（言いかえれば賃金部分しか取得できず）、しかもそれはようやく「生活必需品を得るだけの」ものでしかないから、かれらの生活水準は極めて低く、それゆえかれらの精神的余裕はなく、また教育を受ける機会も余裕もない。このゆえにかれらは自己の利己心を満たすことができず、したがってまた「公民および社会の成員としての関心も感情も」もちあわせていないのである。つまりかれらは、労働疎外のために生活水準が低く、またそのゆえに知的・道徳的水準を高めることができない。「教育は、極端な貧困とは両立し難いものである」(II p.375, ②346頁) からである。だから労働者階級の知的・道徳的水準を高め、かれらを利己心と公共心とを兼ね備えた形での人間の「自然的」状態に導くためには、労働疎外の問題を解決し、したがってまた労資両階級における利害対立を回避せしめるような分配制度の確立が急務とされるのである。その実現のためにミルは、一方では、資本家階級の「労働と制欲の成果」を保証する制度、たとえば農業部門における資本家的借地農制度や工業部門における資本家的雇用労働制度（それはとりわけ株式会社に代表される）のなかに、そして他方では、労働者階級の「労働と制欲の成果」を保証する制度、たとえば農業部門における自作農制度や工業部門における労働者同志の共同組織のなかに求めたのである。こうした諸制度の具体的な検討そのものは、理想的私有財産制度論のなかでは展開されていないとしても、本来「私有財産制度とは、各個人に対して、かれら自身の労働と制欲の成果がみだす果実を保証するものである」、あるいは「そもそも私有財産制度弁護論にして正当なるものは、私有財産は報酬と努力とのあいだに均衡があるという公平の原則にもとづいてい

るものである」(II p.208, ②30頁) というミルの主張を考慮するならば、その実現形態が以上のような形で考えられているということは、その後の（第2編第1—2章以下の）議論展開からしても明らかである。

以上の考察からわれわれは、ミルの理想的私有財産制度とは、何よりもまず、「人びとが自分の労働によって生産し、自分の制欲によって蓄積したものを、すべてそれらの人びとに保証する」という「私有財産の本質的原理」を、言いかえれば「労働と制欲の成果」を各人に保証するという「公平の原則」を社会的に貫徹させた社会である、という帰結を導出できる。そしてこの主張のミルの意図は、「すべての人びとに対し、他人に対して損害を与えない」という条件以外のあらゆる条件を除いて、完全な独立と行動の自由とを保証するということ」の実現に置かれている、といえよう。換言すればこれは、「この〔現存の不完全な私有財産〕制度をして先の公平の原則〔あるいは私有財産の本質的原理〕に背反するような作用をなさしめるすべての事柄が〔国家政策の遂行を通じて〕是正され」るならば、労働疎外に伴う労資両階級の利害対立を回避しうる諸制度（自作農制度や労働者同志の共同組織）が現存私有財産制度のもとに混入されてゆき、そのかぎりにおいて、「現存の社会制度のもとですらも、貧困というものは存在しない」状態を労働者階級に保証する、ということに他ならない。ただしミルは、この実現のためには、公平な分配制度の確立に加えて「二つの条件が備わっていなければ」ならないと主張する。「この二条件のひとつは、教育の普及であり、いまひとつは、社会の人口の適度なる制限である」(II pp.207-208, ②29-31頁)。つまりミルは、「教育の普及」は「民衆のあいだに良識を普及させ、また同時に自分たちの帰趨を判断する能力を与えるところの知識を普及させるために」必要不可欠であり、さらには「あらゆる種類の不節制と無思慮とを不眞面目なことであるとする世論を形成する」(II pp.373-375, ②342-345頁) ためにも重要な要因となる、と考える。そして人口の適度なる制限に関しては、すでに指摘してきたように、過剰人口に伴う労働者の零落を回避するために必要不可欠な要因であり、また社会的進歩に伴う労資両階級の生活水準の低下を回避するために最も重要な要因である、とミルは考えるのである¹⁶。

さて以上のような形での公平な分配制度の確立は、言いかえれば自由競争制度の確立ということでもある。ミルによれば、現存の私有財産制度のもとでは、「すべての人に対して公平な規定ではなく、ある人びとに害を与えるのも顧みずに、他の人びとに特典を与えている。それは、わざわざ不平等を拡大し、すべての人が公平にスタートして競争するのを妨げているのである。」もちろん「すべての人が完全に平等な条件でスタートするということは、どのような私有財産法といえどもなしえないことである。」けれども「もしも立法が富の集中ではなくして、その分散を促進し、巨富を累積させるように努めないで、その細分を奨励

するという傾向をもったならば」、「私有財産制度を正当化する原理に則っている」(Ⅱ p. 208, ②29頁) 形での自由競争制度の確立は実現可能である、といふのである。それゆえミルの理想的私有財産制度は、第二に、かかる自由競争制度を確立している状態である、といえる。

たとえばミルは、公平な分配制度だけでなく、自由競争制度の確立を疎外している最大の要因を現存の貴族的大土地所有制度のなかに見いだしている。「土地の生産力が全部自然の賜物であって、全く勤労に由来するものではないとすれば、あるいは自然と勤労という二つの源泉のそれぞれに由来するものを区別する手段があるとすれば、この自然の賜物を個々人に独占させるということは、ただに不必要であるばかりでなく、また最高の不正となる」(Ⅱ p. 227, ②68頁)。しかもこの制度の存在のために、土地の分散化に伴う土地の生産的使用が阻害され、貧困の自然的要因である土地収穫過減法則の作用が速められてしまうのである。つまり現存の不完全な私有財産制度に修正・改良を加え、「私有財産の本質的原理」に背反する要素を除去してゆかないかぎり、貧困の自然的要因の改善はありえない。この意味で貧困の制度的要因(=客体的要因)の改善は、貧困の自然的要因の改善と密接な関連性をもっているのである。要するに貴族的大土地所有制度は、社会的進歩に伴って資本家の「労働費用」増大→利潤率低下、労働人口増加率の促進→実質賃金低下という事態をもたらし、労資両階級の生活水準とともに低下させるが、しかし逆に地主階級のみは貨幣地代・穀物地代の増大という形で富裕化の傾向を辿るのである。だからこうした制度は、三階級における不公平な分配関係を生みだしている要因であるばかりでなく、公正な自由競争制度基盤の形成を阻害している要因ともなっているのである。スミスと同様に、ミルが現存私有財産制度に残存する封建制度批判=独占体制批判を展開するのはこのゆえである。こうした自由競争制度の阻害は、「単に人生の関心事の最大部分をなすばかりでなく、人びとの知能を互いに衝突させて刺激し、各人に対してひとりでは思いつかなかったであろう見解を数多く示すことによって、精神的・道徳的進歩の根本動力となる」ところの、「人生の多辺的発展、種々さまざまな不等性、趣味や才能の種々相、見地の多様性」(Ⅱ p.209, ②33頁) の開発を妨げる結果を導いてしまう。逆にいえば自由競争制度の確立は、以上のような、人びとの「精神的・道徳的進歩の根本動力となる」諸要素の開発に寄与する、と考えられるのである。ミルの認識では、人間は本来、「怠惰癖、消極的になろうとする性向、習慣の奴隸となり、一旦選んだ途をいつまでも変えまいとする傾向」をもっているが、しかし社会の構成員に対して「労働と制欲の成果」を保証する制度を確立し、人びとに利潤動機が与えられ、また様々な諸制度が互いに自由競争を展開すれば、こうした傾向に改善がみられるのである。「[自由] 競争は、[人間の知的・道徳的な] 進歩への刺激を与えるものとして、考えられうる最

良のものではないかもしれないが、しかしそれは、現在においては必要な一刺激を与えるものである」(III p.795, ④196-197頁)。いずれにせよミルは、以上のような視点から自由競争制度の確立の重要性を主張するのである。

総じていえば、ミルにおける理想的私有財産制度の内容は、以上の点からして次のように整理できる。①労働疎外を回避しうる「労働と制欲にもとづく所有」制度が労働者階級にも保証されており、それゆえ労働生産力の向上と労働者階級の知的・道徳的進歩に伴うかれら自身の自発的な人口制限の実施とが結合されるため、労働者たちの豊かな生活が持続的に保たれる。②しかしそうした制度は、理想的私有財産制度のもとでは部分的にしか確立されていない。なぜならそこでは、資本家階級にとっての「労働と制欲にもとづく所有」制度も混在しているからである。つまりそこでは、労資両階級に対して「労働と制欲の成果」が保証されているのだから、労資両階級の利害対立を回避しうる諸制度が混入されているとしても、資本家の雇用労働制度のもとでの労働疎外の存在という体制内の問題が依然として残されたままとなるのである¹⁷⁾。それゆえミルの考えでは、残されたこの問題の解決が重要な課題となるが、究極的にはこの問題は、労働者階級が資本家の雇用労働制度から労働者自身の「労働と制欲にもとづく所有」制度（自作農制度や労働者同志の共同組織）へ自立してゆくことで解決されることになる。逆に言えばミルは、このように労働者階級が自立しうるような体制的・制度的な土台づくりをしようとしているのである。そのためにミルにとっては、現存の封建的（=独占的）制度の解体、さらにはまた資本家の雇用労働制度に対抗しうる労働者階級のための「労働と制欲にもとづく所有」制度の確立が急務とされるのである。自由競争制度はこうした公平な分配制度が確立されてこそ達成されるのである。

以上のように、ミルにとっての理想的私有財産制度は、封建的制度の解体に伴う資本家の雇用労働制度とこれに対抗するいわば労働者自身による自主管理制度との混合形態であり、こうした諸制度が自由競争を展開する社会である、といえるのである。

さて以上のような内容を有するミルの理想的私有財産制度は、ゾルレンとしての「停止状態」といかなる関連性をもっているのだろうか、次にこの問題について考えてみることにしよう。

『原理』第4編第6章でミルは、自然必然的に到来するザインとしての「停止状態」とは区別された意味での、ゾルレンとしての「停止状態」の「主要な特質」を次のように描写している。すなわちゾルレンとしての「停止状態」とは――

「労働者階級の給与が高く、かつ生活の豊かなこと、ひとりの人の生涯のあいだに獲得・蓄積されたもの以外には、莫大な財産というものがない状態、しかし一方、ひとり荒々しい労苦を免れているばかりでなく、また機械的な煩雜な事柄からも――しかし身心ともに十分

な余裕をもって——免れて、そのために人生の美点美質を自由に探究しましたより不利な事情のもとにある諸階級に対し、その成長のために、その美点美質の手本を見せることができるような人びとの群れが現在よりもはるかに大きくなっている状態である」(III p. 755, ④107頁)。

簡単に整理すれば、ゾルレンとしての「停止状態」とは、①労働者階級の生活が豊かであり、②またかれらは「荒々しい労苦を免れて」いるために、精神的にも肉体的にも余裕があり、③それゆえ各人が「人生の美点美質を自由に探究」できる状態を保証する社会である。

ここで指摘した①、②の点は、先に指摘した理想的私有財産制度の内容と共通点が見いだされる。つまり理想的私有財産制度にせよゾルレンとしての「停止状態」にせよ、労働者階級の貧困の原因である労働疎外の問題が解決されており、それゆえ労働者階級が知的道徳的進歩の促進を遂げている状態にあるという点では、両者は共通する内容を有している。両者のあいだに、こうした共通点がみられるのは、ミルの考えに照らし合わせるならば、当然の帰結といえるだろう。この点に関しては若干の説明を必要とする。

現存社会(=私有財産制度)のゾルレンとしての「停止状態」への移行は、何よりも公平な分配制度(=自由競争制度)の確立を前提とする。というのも「私有財産の本質的原理」を貫徹させた公平な分配制度の確立は、単にザインとしての「停止状態」の到来を「飛び去」らせるだけでなく、労働者階級の知的・道徳的進歩を促進させるうえでも重要な役割を果たすからである¹¹⁸。労働者がこうした状態に到達してこそ、かれらは利己心に加えて公共心を身につけ、社会全体を合理的に見渡せるようになり、社会変革の主体者となりうるのである。換言すればゾルレンとしての「停止状態」は、労働者階級が知的・道徳的水準を高め、利己心と公共心とを兼ね備えた人間の「自然的」状態に到達することを前提条件とするのであり、その実現のために理想的私有財産制度の確立が急務とされたのである。とすればゾルレンとしての「停止状態」は、理想的私有財産制度の内容をよりいっそう押しすすめた社会状態である、ということができる。それゆえ両者のあいだには、先に指摘したような共通点がみられるのは当然のことであり、また理想的私有財産制度のより発展した状態がゾルレンとしての「停止状態」である以上、両者のあいだには相違点もみられることになる。この相違点は次のように説明できる。

理想的私有財産制度は、労資両階級に「労働と制欲にもとづく所有」制度が保証され、こうした制度が自由競争を通じて刺激しあいながら相互発展を続ける社会であった。そしてミルは、この自由競争が労働者同志の共同組織の普及・拡大をもたらし、その結果として資本家の雇用労働制度のもとには「偏狭な利己主義以外のいかなる原則もとづいて行動することもできないような労働者」しか残らなくなる、と予想するのである。つまりミルの考えでは、

「共同組織の数が十分に多くなった場合には、その一生を通じて単に賃金を獲得するためには労働するのは、もはや無能な労働者だけである」から、資本家の雇用労働制度はもはや自然必然的に解体を遂げざるをえないものである。ミルにおけるゾルレンとしての「停止状態」は、このように労働者同志の共同組織の普及・拡大によって大多数の労働者階級の知的・道徳的進歩が促進され、その結果「社会の道徳革命」が起こり、労働者たち自身の自由意志にもとづいて実現されうる社会なのである。ここにおいて「社会の道徳革命とは、労資間の恒常的不和の解消であり、相対立する利害のために闘う階級闘争から万人に共通なる利益の追求における友誼に満ちた競争への人間生活の転形であり、労働の尊厳性の高揚であり、労働者階級における新しい安定感および独立性であり、すべての人間の日々の営みの社会的共感および実際的知性の学校への変型である」(III pp.792-793, ④174-176頁)。つまりゾルレンとしての「停止状態」は、「共同組織の原理」が労働者階級の「社会的共感」を通じて社会に普及し、労働者階級を主体とした「社会変革」を遂げることによって実現される社会である。それゆえこの「停止状態」は、体制的・制度的には労働者同志の共同組織が支配的な社会である。これに対して理想的私有財産制度は、このような労働者自身による自主管理制度だけでなく、資本家の雇用労働制度がともに発展を遂げる社会である。言いかえればこの「停止状態」では、労働疎外の問題が解決され、それゆえにまた労資両階級における利害対立の問題が解消され、大多数の労働者たちの豊かな生活が保証される社会である。しかし理想的私有財産制度のもとでは、労働疎外を伴う資本家の雇用労働制度が存在するために、労働者階級の豊かな生活はこれに対抗する制度(つまり自作農制度や労働者同志の共同組織)のもとでしか保証されえないものである。したがってまた前者の社会では、大多数の労働者階級が「人生の美点美質を自由に探究」できる状態にあるが、後者の社会では、そうした状態が社会全般的に満たされていないのである。こうした点に両制度の相異点が見いだされる。

とはいえた理想的私有財産制度の確立は、ゾルレンとしての「停止状態」を実現するための土台づくりとなるのだから、その意味で両者は密接な関連をもつものとなる。この点を簡単に図式化すればこうなる。

現存私有財産制度の修正・改良→理想的私有財産制度の確立→社会的共感を通じての共同組織制度および自作農制度の普及・拡大→労働者階級の知的・道徳的進歩の促進→社会の道徳革命の発生→労働者階級自身の自由意志による社会変革の実現→ゾルレンとしての「停止状態」への自然必然的な移行。

このようにゾルレンとしての「停止状態」は、理想的私有財産制度が確立されることなしには、実現されうるものではない。理想的私有財産制度では、「労働と制欲にもとづく所有」制度が労働者階級にも保証されていたが(それは社会の一部分にしか確立されていないにせ

よ），こうした制度が普及・拡大を遂げることによってゾルレンとしての「停止状態」の実現が近づいてゆくのである。この意味で「今日の社会状態〔現存の私有財産制度〕に比べて，はるかにすぐれた社会状態〔理想的私有財産制度〕は，ただに〔ゾルレンとしての〕停止状態と完全に両立しうるというばかりでなく，また他のいかなる社会状態よりも，まさにこの停止状態こそ最も自然的に相伴うものとなる」(III p.755, ④107-108頁)。

ミルにおいて，社会の「自然的」状態（るべき社会）は，「強い人間的敬愛と利害を度外視した献身とに満ちた社会形態」のなかに見いだされたが，そうした社会状態はゾルレンとしての「停止状態」においてこそ実現されるのである。そしてこの実現のために理想的私有財産制度を確立し，労働者階級が知的・道徳的進歩を促進しうるような体制的・制度的基盤を社会の一部に混入しておく必要があったのである。ゾルレンとしての「停止状態」は，理想的私有財産制度の発展的社会形態に他ならない。両者の関連性は，一言でいえば，このように表現できるのである。

2. 『原理』における社会主义論の意図

ところでミルは，『原理』第2編第1—2章における理想的私有財産制度論のなかで社会主义論を展開し，さらにはまた他の箇所でも社会主义社会に関する考察を試みている。ミルにとって，社会主义社会に関する考察の意図は，はたしてどこにあるのだろうか。本節においては，この点について考察してみたい。

ミルによれば，「共産主義にあらざる社会主义」には，「サン・シモン主義およびフーリエ主義」という二つのすぐれた社会形態があるが，「注目に値する」のはフーリエ的社会主义である。そしてミルは，第2編第1章第4節「社会主义論」のなかで，フーリエ的社会主义の利点を次のような点に求めるのである。

まず第一に，「この主義〔フーリエ的社会主义〕は，私有財産制度を廃止しようとするものではなく，また相続を廃止しようとするものでさえもない。かえってそれは，労働と並んで資本を生産物の分配上の要素としてはっきりと考慮している」という点に，ミルは注目する。つまりミルによれば，フーリエ的社会主义は，二千名程の構成員から成る小規模な生産＝分配様式をとる社会形態であるが，そこでは各構成員が資本を出資しあい，それを生産＝労働に必要な道具や原料などの購入や「約1リーグ平方の面積の土地占有」のために使用する。そして「生産物の分配の際には，まず第一に，労働のできる人にもできない人にも，ともに一定の最小限度の生活資料だけは，これを割り当てる。……社会の各成員は，社会の資本を相等しくない割合で分有するのであるが，この場合，各成員は〔最低限の生産物を割り当てたあとでの余剰生産物については〕それぞれが出資したその資本額に応じて配当を受け

る。」それゆえフーリエ的社会主义では、各構成員は「労働」に対する報酬（＝賃金）に加えて、「資本」形成のために費やした「制欲」に対する報酬（＝利潤）を取得する権利を有している。したがってこの社会では、利潤分配制度が導入されているのである。この意味で各構成員に対して「労働と制欲の成果」が保証されるのである。

第二に、それゆえフーリエ的社会主义では、各構成員に対して「努力への動機」となる「利潤」動機が与えられており、このことがかれらの利己心を刺激して「肉体的または精神的な労働の熟練、あるいはエネルギーの増大」をもたらし、労働生産力の向上をもたらして、かれらの生活水準を引き上げる結果につながるのである。言いかえればそこにおける労働生産力が高い要因は、労働疎外の問題が解決されていることに求められているのである。「フーリエ主義者は、労働を魅力あるものとするという大きな根本問題を解決した」と信じているのである。労働に魅力を与えることは不可能ではないということを、フーリエ主義者はすこぶる強調したのである。その論拠はいくつかあるが、……それは、およそ人間が他人のためになす労働と、生活の資をすでに保証されている人が楽しみのためになす労働と比較してみると、前者がいかに激しいものであっても後者の強度にまさるものはない、ということである。このことは確かに重大な事実であり、社会哲学を研究するものは、これから重要な教訓を引き出すことができるのである」（II pp.212-213, ②37-40頁）。

簡単にいえばミルは、以上の点にフーリエ的社会主义の利点を見いだしている。ミルによれば、そもそもフーリエ的社会主义とは、「報酬を労働と比例させるという原則」を貫徹させた社会に他ならない。言いかえれば「労働と制欲の成果」を保証する原理こそが、ミルの考えによれば、いわゆる「社会主义的原理」なのである。それゆえフーリエ的社会主义では、「私的な金銭的利益をもって労働を励ます方法」を取り入れているのであって、この点こそが社会主义の「共産主義とは異なる主なる点」である。ミルによれば、「共産主義」は「社会主义」形態の「極限をなす社会」であり、それは人びとが「公益を自分自身の利益と感じるようになり」、「人生の道徳的状態が今日よりもはるかに高度な状態になったときに、はじめて適用する社会」なのである。つまり共産主義社会は、人びとが知的にも道徳的にも成熟した状態に到達しなければ実現しうるものではない。しかし「現状の社会においては、教育のない雇用労働者がその果たすべき任務を怠ること誠に甚だしい」状態にある。そうである以上、ミルの「社会主义的原理」は、「この〔現状の雇用労働者たちの〕利己的性格との妥協を考えるならば、すこぶる便利な方法なのである。そして教育が全く刷新されるに至るまでは、高度な理想を試みるよりも、むしろこの方法の〔導入の〕ほうが、即効をもたらす見込みがはるかに大きいのである。」（III p.210, ②34-35頁）。

すでに指摘したように、ミルにおける「私有財産の本質的原理」は、「人びとが自分の労

働によって生産し、自分の制欲によって蓄積したものを、すべてそれらの人びとに保証する」というものであった。われわれは、ミルがこの「原理」を、第2編第1章で「社会主義」論を展開したあとに唱えている、という点に留意すべきである。というのも、もはや指摘するまでもないが、フーリエ的社会主义を貫く「社会主义的原理」とミルの理想的私有財産制度を貫徹する「私有財産の本質的原理」とは、その内容に完全な符号がみられるからである。つまりミルは、「社会主义的原理」を「私有財産の本質的原理」という言葉に置き換えていにすぎない。この意味でミルは、明らかに「社会主义的原理」を現存私有財産制度のなかに組み入れているのである。つまりミルは、この原理の現存私有財産制度への組み入れによって理想的私有財産制度の確立を目指している、といえるのである。そしてこのことは、明らかにミル自身の自覚によるものであった。「社会主义によって提起された問題は、単にそれに耳をかすことを拒絶するだけでは、解決することはできないのであり、それゆえ社会主义がもっている手段が有利に使用せられうるものであるかぎりは、それを無視してはならないのである。社会主义が目指すところの目的〔富裕の全般化〕を漸次的に完全なものにしてゆくことによってのみ、その問題は解決することができる」⁽¹⁹⁾（III p.773, (4) 148頁）。

とはいえたるは、次のような点に社会主义者たちの欠点＝難点を見いだし、それを批判することを忘れていない。この議論は『原理』第4編第7章で展開されている。

フーリエにかぎらず、ルイ・ブランやコンシデランなどの初期社会主义者たちは、ミルによれば、なるほど「現在の社会体制よりもはるかに先にすすんだ道徳的観念をもっている」が、しかし「かれらがおかしている最も大きな誤りのひとつは、……今日存在するあらゆる経済的弊害を自由競争の所為に帰していることである。」つまりミルは、まず第一に、社会主义者たちの自由競争に関する誤った見解に批判を加える。

ミルによれば、かれらは、私有財産制度＝資本家的雇用労働制度のもとで自由競争が激化してゆけば、「独占」企業が社会の支配的生産体制となり、このことが一方では、大資本をもつ「独占」企業の自由裁量による独占価格の設定という事態をまねき、これが労働者階級の実質賃金の低下をもたらし（この場合、貨幣価値および貨幣賃金を一定と仮定する）、また他方では、それは小規模・中規模の生産体制の没落を呼び起こし、さらなる「独占」企業の発展をもたらす、と主張しているが、これは全くの「誤り」である。というのも、自由競争（＝完全競争）下の市場機構のもとでは、基本的には需要供給原理が作用し、それゆえ均衡価格が成立するのであり、かえって自由競争は商品価格の安定化に寄与するものとなるからである。しかも自由競争制度の確立は、公平な分配制度の確立ということを意味し、それゆえにまた封建制度の解体を通じての資本の社会的解放ということを意味する。このことが

大資本をもつ生産体制の発展を必然的にもたらすが、しかしそれは、大資本を生産的に使用することにより、一国の資本蓄積増進をもたらし、食糧価格低下を通じて労働者階級の生活水準向上に寄与する⁽²⁰⁾。それゆえ「自由競争は、労働者階級が消費する種々な品物を低廉化することにより、労働者たちに利益をもたらす」のである。また「労働市場における競争でさえも、……労働を確保するための競争が労働者のあいだの競争よりも大となっているところでは、どこでも低賃金ではなくして高賃金の原因となっており、……それゆえ自由競争は労働市場が供給過剰となった場合のほかは、決して低賃金の原因となりうるものではないし、他方もしも労働者たちの供給が過剰となつたとすれば、社会主義においてさえも労働者階級の報酬が低額となることを阻止することはできない」のである。以上の点だけからしても、社会主義者たちは「自由競争の現実的作用については、一般に極めて混乱した、誤った見解を抱いている」ことが明らかになるだろう、というのである。

第二に、ミルは、「社会主義者たちの共通の誤りとなっている」のは、「人びとの生來の怠惰癖、消極的になろうとするかれらの傾向、習慣の奴隸となり、いったん選んだ途をいつまでも変えまいとする傾向——これらのことを見過している」点にある、という。

ミルによれば、「社会主義者の大部分の人たちは、自由競争は有害かつ反社会的な原理であるとみなしているが、しかし私は競争をそのようなものとしてみなさず、現在のような社会および産業の状態のもとでさえも、競争の制限はいつも一個の不幸事であり競争の拡大は、たとえさしあたっては一部の労働者に対して有害な影響を与えることがあるとしても、いつも終極的にはひとつの福利となる——とこのように考えている。[社会主義者たちが主張するように] 競争に対して保護されるということは、怠惰のなかに、あるいは精神的仮眠のなかに保護されているということであり、他のひとたちと同程度に能動的・知性的である必要を免除されているということに他ならない。」たとえば「これならばまず大丈夫という状態に人びとがひとたび到達」したとしても、「この場合、恐れなければならぬ危険は、人びとがそれから後は停滞してしまうであろうということ、かれらが進歩向上するために努力しなくなり、かつその能力を錆びつかせることによって、自分たちの退化を防ぐのに必要とされるエネルギーをすら失ってしまうであろう、ということである。」ミルの認識では、人間の自然的感情には利己心が根強く作用するが、しかし現状における労働者階級の状態は、労働疎外のために生産＝労働に対する利害関心を有していないのである。しかしこうした状態が改善され、労働者たちが生産＝労働に強い利害関心を示すようになったとしても、「自分たちがなそうとしないことを他の人たちがなしはしないか、そしてその結果、自分たちは競争に負けはしないかという恐れを抱くのでないかぎり、[社会の大多数の人たちの改良進歩をなそうとする能力の発達は] 容易なことではないであろう。」こうしてミルは、人間の普遍

的性向である「怠惰」な性向、言いかえれば人びとの（とりわけ労働者階級の）生産＝労働に対する嫌悪感を除去するためにも、自由競争は「有用かつ不可欠なものである」と主張するのである。この主張は、明らかにフーリエ的社会主义の失敗の原因が自由競争制度を導入しなかったことにある、というミルの認識を逆に浮上させている、といえよう。

かくしてミルは、「私は、産業的諸作業が社会進歩の進行とともに適用しようとしている形態に関する社会主义的著述家たちの見解に賛成である。またこのような変革に着手すべき時期はすでに熟している、正当にして有効な手段のすべてをあげてこの変革を援助・促進すべきである、というかれらの見解にも全く賛成である」と主張するのであるが、しかし他方では「かれらが説いている教義の最も顕著な、また最も強硬な部分、すなわち競争に対する攻撃については、全くの異論を呈する」(III pp.793-795, ④194-197頁)のである。

以上のようにミルは、一方では、フーリエ的社会主义の思想的モチーフである「社会主义的原理」を現存私有財産制度のなかに組み入れ、また他方では、社会主义社会における難点を克服するために自由競争制度をそこに組み入れることにより、理想的私有財産制度の確立を実現し、さらにはまたこれを制度的基盤としてゾルレンとしての「停止状態」への移行を実現しようと考えたのである²¹⁾。社会主义に関するミルの考察の意図はまさにこの点に見いだされるのである。

V. おわりに

周知のようにミルは、「これから先しばらくの間、経済学者が取り扱うべき主な問題は、私有財産制度と個人の競争とともにとづく社会の存続発展の諸条件という問題であり、また主要な目標は、人間的進歩の現段階においては、私有財産制度を転覆せずに、それを改良して、この制度の恩恵に社会の全員に十分に参与させることである」と明言した。このことは逆に、現存私有財産制度のもとでは、すべての社会構成員が「この制度の恩恵」に与ってはいない、というミルの認識を明確に示している。事実ミルは、「私有財産の原理の自然的作用から生じる機会の不均等」が甚だしく、「これまでの努力にもかかわらず、現存の社会制度は依然としてその感傷の痕跡を多くかつ大きく残している」(II p.207, ②29頁)と主張した。つまりミルによれば、そもそも「私有財産制の本質的原理」は、「各個人ら自身の労働と制欲の成果を保証する」ものでなければならないが、しかし実際には、この「私有財産制度を正当化する原理に則っているものは、いまだひとつもない」のである。」それゆえ「私有財産制度が正当なものとみなすこの原理」が社会のなかに貫徹され、「それに矛盾する」要素が除去されるならば、私有財産制度のもとでも「物的社會的弊害を伴なわないことが明らかになるだろう」と、ミルは考えた。要するにミルは、「私有財産の本質的原理」に照らし合わせ

て現存私有財産制度に修正・改良を加えてゆけば、「理想的な形の私有財産制度」の確立は実現可能である、と考えたのである。このゆえにミル国家論=政策論の主眼は分配政策に置かれることになる。ここで留意すべきは、ミルの国家論が二段構えで描かれている、ということである。

まず第一に、国家は、貴族的大土地所有制度の解体を通じて土地の分散化・商品化を促進し、資本の社会的解放を実現しなければならない。その実現は、一方では、資本の生産的使用を社会的に高め、土地収穫過減法則の作用を緩和せしめ、一国の資本蓄積増進を通じて食糧価格低下を導くという意味において、労働者階級の生活水準向上に寄与するものとなる。しかしそれは、他方では、資本家的生産=分配様式をとる資本家の雇用労働制度の発展を必然的に導き、労資両階級の利害対立を激化させてゆく。この制度には、労働疎外が存在するからである。この制度は、資本家階級に「労働と制欲の成果」を保証するとしても、労働者階級にはその保証を与えないものである。それゆえ国家は、第二に、労働者階級に対しても「労働と制欲の成果」を保証する諸制度を現存制度のなかに混入しなければならない。国家が、「私有財産の本質的原理」にもとづいて地主階級（=不労所得者階級）の特権を最大限に制限し、労資両階級に「労働と制欲にもとづく所有」制度を保証してこそ、生産手段の所有関係=分配関係の改善を通じて社会の三大階級における生産物の分配関係が改善され、私有財産「制度の恩恵に社会の全員に十分に参与させること」が可能となり、理想的な私有財産制度が確立するのである。それゆえ本論でも指摘したように、ミルにおける理想的私有財産制度は、資本家の雇用労働制度と労働者自身による自主管理制度との混合形態なのであり、こうした諸制度が激しい自由競争の展開を通じて発展してゆく社会なのである。

理想的私有財産制度では、資本家の雇用労働制度が存在し、それゆえ労働疎外の問題が解決されるわけではないが、しかしそこでは労働疎外を回避しうる、労働者階級のための制度が混入されており、労働エリートがそうした方向へ自立化してゆき、「社会的共感」を通じて「平等の観念が比較的貧しい階級【労働者階級】のあいだに普及して」ゆけば、労働者階級は「賃金のために労働するという状態」に耐えられなくなり、自立の方向を目指すようになるのである。こうして労働者同志の共同組織制度や自作農制度が社会における支配的体制へと発展を遂げてゆくにつれて（それゆえ資本家の雇用労働制度は必然的に衰退してゆくのだが）、大多数の労働者階級の知的・道徳的進歩が促進され、かれらは社会の一般的利益のために寄与しようという公共心を身につけ、「道徳革命」を媒介として労働者階級自身の自由意志によるゾルレンとしての「停止状態」への移行が実現するのである。要するに理想的私有財産制度の確立は、国家による分配改善政策の遂行を通じて貧困の自然的要因である土地収穫過減法則の作用を緩和ならしめ、したがってまた「[一国の] 利潤率を低下させるこ

となしに、より多量の資本が蓄積され使用されることを可能ならしめ」(III p.742, ④82頁), ザインとしての「停止状態」の到来を「飛び去」らせるだけでなく、そのあいだに労働者階級が労働疎外を回避し(つまりは資本家階級との利害対立を回避し), それゆえにまたかれらが知的・道徳的進歩を促進しうる制度的基盤を形成し、ゾルレンとしての「停止状態」への移行のための土台づくりの役割を果たすのである。この意味において、ゾルレンとしての「停止状態」は、理想的私有財産制度の発展的社會である、ということができる。

このゾルレンとしての「停止状態」では、労働者階級の生活状態は豊かになり、かれらは精神的にも肉体的にも余裕をもって「人生の美点美質を自由に探求する」ことができる。つまり労働者階級は「人間の正常的状態」＝「自然的」状態である「自らの地位を改善しようと苦闘している状態」に到達するのである。それゆえ「資本および人口の停止状態なるものが、必ずしも人間的進歩の停止状態を意味するものではないことは、ほとんど改めていう必要はないだろう。停止状態においても、あらゆる種類の精神的文化や道徳的・社会的進歩のための余地があることは従来と変わることなく、また人間的技術を改善する余地も従来と変わることはないだろう。」しかもそこでは、「産業上の改良がひとり富の増大という目的のみに奉仕するということをやめて、労働を節約させるという、その本来の効果を生むようになる」(III p.756, ④109頁)のである。というのもそこでは、労働者階級の知的・道徳的水準が高く、かれらのあいだには「富をもっては購うことができない各種の欲望の対象、またはそれを得るのに富を必要としない欲望の諸対象に対する鑑識」が根づいているからである。「人は働くときは全力を尽くして、ことに全心全靈を傾けて働く、ただし単なる金儲けのための労働には、一日のうちの及ぶかぎり少しの時間、一年のうちの及ぶかぎり少しの日数、一生のうちの及ぶかぎり少しの年数をあてよということである」という「望ましき中庸之道」(II p.100, ①207頁)は、ゾルレンとしての「停止状態」においてこそ実現されうるのである。この「停止状態」では、「労働と制欲の成果」を労働階級に保証する自主管理制度が社会の支配的体制であるために、生産手段の分配関係(＝所有関係)の改善を通して生産物の分配改善が促進されるが、このことは一方では、労働者階級の生産＝労働に対する利害関心を強め、かれらの利己心の喚起を通じて労働生産力向上を促進し、他方ではまたそれが、かれらに教育の機会の増大をもたらし、労働者自身の自發的な人口制限実施を促進するので、労働者階級は自己の境遇改善・地位向上を遂げることができる。このことは、賃金基金説や労働費用・利潤相反論などによって経済理論的にも裏づけられている。つまりミルは、労働疎外の回避が、一方では、労働生産力の向上を通じて労働者階級に自由時間の増大をもたらし、それはまた他方では、労働者階級の知的・道徳的水準の向上を通じて従来の欲望の体系の改善をもたらす、と考えられるのである。スミスにおいては、社会の「自然的」状態とし

ての「自然的自由の体制」のなかで諸個人が自己の利己心を自由に發揮しうる人間の「自然的」状態に到達すれば、一国の順調な資本蓄積の増進を通じて富裕が社会全般的にゆきわたり、労働疎外にもかかわらず、労働者階級の生活水準が向上し、その意味において労働者の生産物の分配改善が促進される、と考えられた。しかしミルにおいては、労働疎外のゆえに資本蓄積の増進が阻害され、労働者階級の境遇改善・地位向上が妨げられている、と考えられる。つまりミルの場合には、労働疎外問題の解決なしには、資本蓄積の増進と人口制限の実施との同時実現はありえず、それゆえ労働者階級の知的・道徳的進歩は促進されえないため、労働者たちが利己心と公共心を調和的に作用させた人間の「自然的」状態に到達することができず、したがって社会もまたその「自然的」状態に到達することはできない、と考えられるのである。逆にいえばミルは、労働者階級を人間の「自然的」状態に置き、労働者階級の自由意志によって社会をその「自然的」状態であるゾルレンとしての「停止状態」に移行させるためには、国家の人為的政策を通じて労働疎外の問題を解決することが何よりも重要である、と考えるのである。このゆえにミルは、「社会改良の終極の目的は、最大の個人的自由と現存の財産法規の意図しない労働の成果の公正な分配という二つの条件を兼ね備えた社会状態に、人類を教育して適合させることにある」(II pxciii, ①26-27頁), と主張したのである。

いずれにせよミルは、スミスが残した労働疎外という問題を、国家政策を通じて「労働と制欲にもとづく所有」制度を社会の支配的体制とすることによって、つまり生産手段の分配改善政策を媒介としての生産物の分配改善の促進によって解決し、これにより富裕の全般化というスミス的な目的を果たしうる、と考えたのである。すなわちミルは、スミスとは異なる方法=政策によってスミス的な目的を果たし、「分配の改善と報酬の増大」という自らの時代的要請に応えようとしたのである。逆にいえばミルは、このゆえにスミスの「自然的」概念を組みかえ、スミスとは異なる形での人間と社会との「自然的」状態を描きださなければならなかったのである。『原理』におけるミルは、スミス政治経済学の再構築を図るために、その人間と社会との「自然的」状態=ゾルレンとしての「停止状態」を理想的私有財産制度を制度的土台として実現しうることを論証したのである。それは同時に、初期社会主義者の私有財産制度への攻撃に対するミルなりの解答に他ならなかったのである。

注

- (1) ミル社会主義論については、次の研究を参照されたし。四野宮[39]では、ミルが哲学的急進主義の立場をはるかに超えて社会主義体制の志向に一步を踏み入れた点が強調され、また[40], [41]では、ミルが現存社会制度の漸進的改革の彼方に社会主義社会を見据えていたという点が指摘される。荒牧の一連の研究[35], [36], [37]では、ミルの社会哲学には功利主義思想を中心としてその周辺に歴史

主義思想や社会主義思想が折衷的な形で取り入れられている、と主張される。竹内[45]では、ミルの社会主義論に私有財産制度擁護、資本制擁護の立場がうかがわれる、と指摘される。早坂[49]では、利潤率低下論とその帰結としての停止状態論についてのミルの考え方、かれの社会主義論との関係が考察される。ミル社会主義論との関連でいえば、問題設定それ自体は、本稿は早坂の研究に近いといえるが、しかし早坂が、ミルの社会主義論は経済面よりもむしろ道徳面（自由や平等などの）に重点が置かれているために、社会主義論と利潤率低下論および停止状態論との関係を明らかにすることはできない、しかもミルの場合、現存社会制度がその修正・改良に伴って社会主義社会に近づいてゆくと考えられるすれば、「漸進的改革というミルの思考の枠組みが、社会主義との関連で特に利潤率低下問題を〔したがってまた停止状態論を——引用者〕取り上げる必要性を失わせてしまっている」([49], 165頁)、と主張されるのに対し、本稿では、ミル社会主義論は経済的側面をも重視したものであり（というのも、社会主義的原理の変形である私有財産の本質的原理の社会への適用は労働生産力を高めるから）、またゾルレンとしての停止状態はザインとしての停止状態を遠のけ、社会主義的原理を組み込んだ理想的私有財産制度を土台として実現されるという意味で、相互に関連づけられている、という点を強調する。

- (2) Ricard [30] p.120, 訳(上)171-172頁。
- (3) スミスの利潤率低下論に関していえば、富塚[47] 前編第一章では、スミスの場合、「利潤率の低落は却て蓄積を加速するもの」(129頁)と考えられていた、と主張される。また羽鳥[48]第三章では、スミスは「資本の増加につれて、国内の有利な投資分野では資本が飽和状態になるため、新たに増加した資本はより不利な分野に投下されるほかなくなる、という筋道で利潤率低下が説かれている」(130頁)、と主張される。両者の見解は正反対であるが、富塚説のほうが妥当であろう。
- (4) 高島 [43] 111-117頁。
- (5) 和田 [51] 23頁。
- (6) Smith [31] pp.112-113, 訳 第四分冊364-365頁。
- (7) 内田 [38]では、「スミスにとっては、資本主義社会はリカードのいうような意味での自然的社会、すなわち唯一絶対の社会ではない」(205頁) という点に、スミスとリカードとの「自然的」概念の最大の相違点が見いだされている。
- (8) Smith [31] では、諸個人の利己心こそが「見えざる手」(an invisible hand) の導きによって、人びとが「何ら企図することなく、何ら関知することなくして社会の利益を促進する」(pp.318-319, 訳394頁) ことが強調される。周知のように、これとほとんど変わらぬ叙述がSmith [32] にもみられる(p.423, 訳 第四分冊679頁)。
- (9) Mill [5] p.215, 訳474頁。
- (10) Mill [2] p.901, 訳(6) 122-123頁。
- (11) Mill [2] p.869, 訳(6) 65頁。周知のように、Mill [2] は、コントの歴史主義思想の影響のもとで執筆された。この点の指摘については、たとえばミューラー[26] pp.92-97を参照せよ。尚、ミル自身[5]において、コントにおける人間精神の三段階の法則や経済学と関連する社会科学との交感関係を摂取したことを認めている。またMill [18] では、ある社会の発展は、その「独自の型の国民性」(p.403, 訳89頁) に依存する、という歴史主義思想についてはコールリッジに学んだ、と自ら指摘している。「ミルのフランスの歴史主義の摂取」について詳しくは、出口 [46] 282-290頁を参照されたし。またポパー[29]では、ミルの歴史主義が批判されている。
- (12) ミルの場合には、普遍的な法則や諸事情だけしか考察できない経済学だけでは社会現象を説明できないという認識のもとに、人間性の法則にエソロジーを導入し、社会哲学的考察が行なわれる。だからミルは、マコーリ[23]で主張される現実の観察による帰納法のみが正しい社会現象の方法である、という考えを批判する。尚、マコーリの方法は単なる「経験主義」に他ならず、ミルは特殊な経験か

ら帰納された経験法則をエソロジーの法則によって検証しようとした、という点については、アン・シェビッツ[19] pp.73-74、バイナー[34] p.124を参照されたし。ところでミルの場合には、「私的利益を優先する人間性の原理」を根底に据えた議論がかれの論文を一貫して展開されるが(たとえばMill [7] p.40, [11] p.295, 訳145頁), トーマス[33]によれば、そうした議論は父ジェームズが[25]で採用した方法を踏襲したものである(p.33, 訳40頁), と指摘される。マクファーソン[24]もまた、「人間のあるがままの〔利己的な〕状態は……変えられないものだと仮定」(p.43, 訳71頁)する父ジェームズの方法をミルが継承している、と指摘している。そしてまたハチソン[22]も、父ミルの経済学をリカードウと「同一の仮定から出発している」(p.45, 訳53頁)としたうえで、父ミルの普遍的な人間性の原理は子ミルに対する遺産となっている、と主張される。しかしこうした見解に対しては、ジェームズのミルに対する影響を過大評価しすぎている、という批判がある。この点については、ハンバーガー[21] p.20-22, 関口[42] 123-124頁を参照せよ。本論文では、こうした問題については検討することができなかった。

- (13) ミルによれば、「人間精神には、自然的改善性向(a natural tendency in the human mind to tendency)がある」(Mill [16] p.328)が、しかしそれが作用するためには、大衆=労働者階級が「自己利益を実現」([14] pp.329)することが重要になる。つまり私的利益を優先する人間性の原理が人間精神の自然的改善性向の基礎とされなければならない。だから国家政策も、こうした人間性の原理から導出されねばならない(Mill [8] p.63, [11] p.295)。大衆=労働者階級は、自己利益を実現してこそ、「直接的な低次の善から将来的な高次の善の追求へと真慮の徳を身につけ」(Mill [7] p.40), 公共心を育成・培養することができるのである。
- (14) ミル『原理』においては、何よりもアダム・スミスの社会哲学的視点を自らの時代に生かす形で、スミス政治経済学の再構築が目指されている、といえよう。
- (15) ミルによれば、「教育の最大の目的のひとつは、人間の精神を究極まで高めるということにある」(Mill [15] p.349)。だが「教育の物質的的前提条件は、労働者の貧困からの解放である」(Mill [9] p.82)である以上、現実問題として労働疎外を回避しうる分配制度の確立が国家政策として急務とされるのである。
- (16) 尚、『原理』第4編では、動態論の視点から労資両階級の生活水準の低下が強調されるが、Mill [13]でも、現実のイギリスが「資本よりも人口のほうが速く増大する傾向、つまり賃金はその結果として下落する傾向にある」(p.312), と指摘している。
- (17) 尚、資本家的雇用労働制度という体制内における賃金をめぐっての労資対立という問題に関連していえば、1869年にミルは、ソートン(Thornton)の批判を受けて賃金基金説を撤回した。つまりミルは、賃金決定に関して階級闘争の果たす役割を認めた。しかしそれは、労働の需要側面における問題にかぎってのことであり、その供給側面が賃金決定に対して重要な役割を果たすという考えは、最後まで一貫して主張された。この指摘については、エイクランド[20]で詳細に検討されている。尚、Negishi[27], [28]では、ソートンのミル批判は賃金基金説と需要供給説の二点にあったが、ミルは前者については撤回したものの、後者については保持した、と主張される。
- (18) ミルにおいては、国家の分配改善政策を通じての資本蓄積の増進が労働者に「余暇という計り知れない便益」を獲得するための基礎条件とされた。そしてこの余暇は労働者に教育の恩恵を与え、かれらの知的・道徳的水準の向上に寄与する、と主張される(Mill [10] pp.258-259, [17] p.158)。
- (19) この叙述は、『原理』第2版(1849年刊)において書き加えられていたが、第3版(1852年刊)において削除された。とはいえ、この叙述は、社会主義的原理を組み入れる形で理想的私有財産制度の構築を目指すというミルの視点を明確に示している、といえよう。
- (20) 尚、大資本の生産的使用的社会的普及という点に関連していえば、流動資本の固定資本への転換が富裕な国イギリスでは労働者に有害な影響を及ぼさない、という指摘は、Mill [12] p.32でも行なわ

れている。

- (21) 高島[44]では、ミルは「社会主義の問題を遠い将来へ押しやることによって、それだけ私的所有の純化=改良は緊急の度を加えることになった」(210頁)，と主張される。しかし本論で指摘したように、ミルは「社会主義の問題を遠い将来へ押しやる」のではなく、むしろ逆に社会主義的原理を積極的に組み入れる形で現存私有財産制度に修正・改良を加え、その理想的状態への到達を目指している、といえよう。福原[50]が指摘するように、ミルにとっては、理想的な私有財産制度は「必ずしも彼のいう特殊な社会主義〔フーリエ的社会主義〕と……矛盾するものでない」(176頁)のである。つまりミル『原理』の社会主義論は、いわば「資本主義か社会主義か」という二者択一の問題ではなく、「資本主義と社会主義」という混合体制の問題として考えられているのである。たとえばミルにおけるゾルレンとしての「停止状態」は、理想的な私有財産制度の発展的社會形態に他ならないが、その理想的私有財産制度は資本家の雇用労働制度に対抗する労働者同志の自主管理制度を組み入れたものであった。こうした形でミルは、社会主義的要素を現存私有財産制度のなかに混入しているのである。たとえば労働者同志の共同組織は、「主人としての資本家と経営に対して発言権をもたぬ労働者とのあいだに成立しうるそれではなく、労働者たちがその作業を営むための資本を共同で所有し、かつ自分自身で選出し、また罷免しうる支配人のもとで労働するところの、労働者たち自身の平等という条件に則った共同組織」であるが、ミルによれば、こうした共同組織のフランスにおける成功例は「かねて社会主義的著述家たち〔フーリエやオーエンなどの初期社会主義者〕が種をまいておいた、労働の解放は共同組織によってこれを実現しうるとする思想がここに時を得て実を結んだのであった。」(Mill [1] p.775, 訳(4) 154頁)。つまりミルの考えでは、労働者同志の共同組織は、「報酬を労働と比例させるという原則」(Mill [1] p.210, 訳(2) 34頁)，すなわち社会主義的原理を貫徹させた生産=分配様式に他ならないのである。ミルはこうした制度を現存私有財産制度に組み込むべきだと主張したが、このこと自体が「資本主義と社会主義」というミル自身の問題設定を明確にしめしている、といえよう。

参考文献

- [1] Mill, J. S., *Principles of Political Economy, with some of their application to social philosophy*, 1848, in Collected Works of John Stuart Mill Vol. I-XXI, ed. by Routledge & K. Paul, Tront, 1965-86 (末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫, 第1—5分冊, 1959-63年)
- [2] Mill, J. S., *A System of logic; Ratiocinative and Inductive*, 1843 in Collefted Works, Vol. VII—VIII. (大関将一訳『論理学体系』(1)—(6), 春秋社, 1950年)
- [3] Mill, J. S., *Utilitarianism*, 1861, in Collected Works, Vol. X (伊原吉之訳『功利主義論』, 中央公論社, 1967年)。
- [4] Mill, J. S., *Autobiography*, 1973, in Collected Works, Vol. I. (朱牟田夏雄『ミル自伝』, 岩波文庫, 1960年)。
- [5] Mill, J. S., *August Comte and Positivism*, 1865, in Collected Works, Vol. V. (村井久二訳『コントと実証主義』木鐸社, 1978年)。
- [6] Mill, J. S., *Chapters on Socialism*, 1879, in Collected Works, Vol. V. (大前朔郎訳『ミル社会主義論』, 関書院, (ア)958年)。
- [7] Mill, J. S., "Errors of the Spanish Gaverment", 1823, in Collected Works, Vol. XXII.
- [8] Mill, J. S., "Securities for Good Goverment", 1823, in Collected Works, Vol. XXII.
- [9] Mill, J. S., "Question of Population [1]", 1823, in Collected Works, Vol. XXII.
- [10] Mill, J. S., "The Utility of Knowledge", 1823, in Collected Works, Vol. XXVI.
- [11] Mill, J. S., "Periodical Literature: Edinburgh Review", 1824, in Collected Works, Vol. I. (山下重一

訳「『エディンバラ・レヴュー』批判」、杉原・山下編『J. S. ミル初期著作集1』、御茶の水書房、1977年所収)。

- [12] Mill, J. S., *Autobiography*, 1873, in Collected Works, Vol. I. (朱牟田夏雄『ミル自伝』、岩波文庫、1960年)。
- [13] Mill, J. S., "Cooperation: Intended Speech", 1825, in Collected Works, Vol. XXVI.
- [14] Mill, J. S., "Influence of the Aristocracy", 1825, in Collected Works, Vol. XXVI.
- [15] Mill, J. S., "The Universities [1]", 1826, in Collected Works, Vol. XXVI.
- [16] Mill, J. S., "The British Constitution [2]", 1836, in Collected Works, Vol. XXVI.
- [17] Mill, J. S., "Sedgwick's Discourse", *London Review*, No. I, April, 1835, in Collected Works, Vol. X. (竹内一誠・永山了平訳「セジウィック論」、前掲『J. S. ミル初期著作集1』所収)。
- [18] Mill, J. S., "Coleridge", *London and Westminster Review*, No. XXXIII, March 1840, in Collected Works, Vol. X. (塩尻公明訳『ベンサムとコールリッヂ』有斐閣、1939年所収)。
- [19] Anschutz, R. P., *The Philosophy of J. S. Mill*, Oxford, 1953
- [20] Ekelund, R. B., "A Short-run Classical Model of Capital and Wages: Mill's Recantation of Wage Fund", *Oxford Economic Papers*, No. XXVIII(1) March 1976.
- [21] Homburger, J., "The Philosophic Radicals: Nine Studies in Theory and Practice, 1817-1841. By William Thomas", *The Mill News Letter*, Vol. XVI, 1981.
- [22] Hutchison, T. W., *On Revolutions and Progress in Economic Knowledge*, Cambridge, 1978 (早坂忠訳『経済学の革命と進歩』春秋社、1987年)。
- [23] Macaulay, W. B., "Mill's Essay on Government: Utilitarian Logic and Politics", *Edinburgh Review*, No. XCIVII, March 1829.
- [24] Macpherson, C., *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford, 1977. (田口富久治訳『自由主義は生き残れるか』岩波新書、1978年)。
- [25] Mill, J., *Elements of Political Economy*, 1821, in James Mill Selected Economic Writings, ed. by D. Winch, Chicago, 1966. (渡辺輝雄訳『経済学綱要』、春秋社、1948年)。
- [26] Muller, I. W., *Jhon Stuart Mill and French Thought*, Urbana, 1956.
- [27] Negishi, T., "Comments on Ekelund 'Mill's Recantation of the Wage Fund' R. B. Ekelund, Reply to Professor Negishi", *Oxford Economic Papers*, No. XXXV(1), March 1985.
- [28] Negishi, T., "Thornton's criticism of equilibrium theory and Mill", *History of Political Economy*, No. XVIII(4), Winter, 1986.
- [29] Popper, K. R., *The Poverty of Historicism*, London, 1960 (久野収、市井三郎訳『歴史主義の貧困』中央公論社、1961年)。
- [30] Ricardo, D., *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, 1819 in the Works Correspondence of David Ricardo, ed. by Piero Straffa, Vol. I, Cambridge, 1951 (羽鳥卓也・吉沢芳樹訳『経済学および課税の原理』上巻、岩波文庫、1987年)。
- [31] Smith, A., "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations Vol. II ed. by R. H. Campbell & A. S. Skinner, Oxford, 1976. (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』全5冊、岩波書店、1975年)。
- [32] Smith, A., *The Theory Moral Sentiments*, ed. by D. Raphael and A. Macfie, Oxford, 1976. (米森富男訳『道徳情操論』、未来社、1969年)。
- [33] Thomas, W., *The Philosophic Radicals: Nine Studies in Theory and Practice 1817-1841*, Oxford, 1979.
- [34] Viner, J., "Some Problems of Logical Method in Political Economy", 1917, *Landmarks in Political*

Economy, ed. by E. T. Hamilton, Chicago, 1965.

- [35] 荒牧正憲「J. S. ミルの『経済学』と『社会哲学』について(1)」(九州大学『経済学研究』第40号第4・6号, 1975年)。
- [36] 荒牧正憲「J. S. ミルの『功利主義』について」(九州大学『経済学研究』第49号第4・6号, 1984年)。
- [37] 荒牧正憲「J. S. ミルの『人間の法則』について」(広島大学『経済論叢』第7号第4号, 1984年)。
- [38] 内田義彦『経済学の生誕』(未来社, 1995年)。
- [39] 四野宮三郎『J. S. ミル体系序説——社会哲学と社会主義論——』(ミネルヴァ書房, 1974年)。
- [40] 四野宮三郎「J. S. ミル経済学の若干の基本問題(1)」(『高崎経大論集』第18巻1・3号, 1975年)。
- [41] 四野宮三郎「J. S. ミル経済学の若干の基本問題(2)」(『高崎経大論集』第23巻3・4号, 1981年)。
- [42] 関口正司『自由と陶冶——J. S. ミルとマス・デモクラシー』(みすず書房, 1989年)。
- [43] 高島善哉『アダム・スミス』(岩波新書, 1968年)。
- [44] 高島光郎「古典学派の思想的変貌——J. S. ミルの経済学」(遊部・小林・杉原・古沢編『講座経済学史』, 同文館, 1971年)。
- [45] 竹内洋「J. S. ミルの『経済学原理』と『社会主義論』——ひとつの方法的素描」(都立大学『経済と経済学』第54巻, 1984年)。
- [46] 出口勇蔵『経済学と歴史意識』(ミネルヴァ書房, 1968年)。
- [47] 富塚良三『蓄積論研究』(未来社, 1965年)。
- [48] 羽鳥卓也「『国富論』研究」(未来社, 1990年)。
- [49] 早坂忠「J. S. ミルの社会主義論についての一考察」(東京大学『社会科学紀要』第17号, 1967年)。
- [50] 福原行三『J. S. ミルの経済政策論研究』(大坂府立大学経済学部, 1960年)。
- [51] 和田重司『アダム・スミスの政治経済学』(ミネルヴァ書房, 1973年)。